

長浜市告示第128号

ながはま次世代住宅新築リフォーム支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

長浜市長 浅見 宣義

ながはま次世代住宅新築リフォーム支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次世代を担う子育て世帯及び若者夫婦世帯の本市への定住を促進するため、新築住宅の取得及び中古住宅、実家等のリフォームに係る経費の一部に対し、予算の範囲内でながはま次世代住宅新築リフォーム支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ながはま次世代住宅新築リフォーム支援事業 本市に居住するために実施する別表第1に掲げる事業をいう。
- (2) 住宅 独立して生活を営むことができる建築物で、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。
 - ア 居室、便所及び台所を備える建物（別荘その他の一時的に使用するものを除く。）であること。
 - イ 併用住宅（居住部分及び業務部分が併存しており、その境が完全には区画されていないものをいう。）の場合は、床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら居住の用に供されていること。
- (3) 子育て世帯 第10条の規定による実績報告書の提出の日（以下この項において「実績報告日」という。）において子ども（第7条第1項の規定による交付申請書の提出日の属する年度の4月1日において18歳未満の者であって、胎児を含む。第8号において同じ。）を扶養する世帯をいう。
- (4) 若者夫婦世帯 第7条第1項の規定による交付申請書の提出の日（以下この項において「交付申請日」という。）の属する年度の4月1日において夫婦（長浜市パートナーシップの宣誓に関する要綱（令和6年長浜市告示第131号）第8条に規定する宣誓者（以下「パートナーシップ宣誓者」という。）を含む。）のいずれかが39歳以下であって、交付申請日時点で婚姻（パートナーシップ宣誓を含む。）している世帯をいう。

- (5) 転入世帯 交付申請日の1年前の日から交付申請日の前日までの間に転入した世帯員又は交付申請日から実績報告日までの間に本市に転入する世帯員を含む世帯をいう。
- (6) 建替え 昭和56年5月31日以前に建築された住宅又は空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等（以下「空家等」という。）の跡地での住宅建築のために補助金の交付を受けようとする者が契約した工事により除却を行うものをいう。
- (7) 空き家活用 空家等の改修をいう。
- (8) 多子世帯 実績報告日時点で子どもを3人以上扶養する世帯をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 子育て世帯又は若者夫婦世帯に属し、補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）にその世帯員全員が同居すること。
- (2) ながはま次世代住宅新築リフォーム支援事業のいずれかを実施し、実施するながはま次世代住宅新築リフォーム支援事業に応じた別表第2に掲げる要件を全て満たすこと。
- (3) 補助金の交付を受けた日から5年を超えて補助対象住宅に居住すること。
- (4) 外国人である場合は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他法令に基づき、日本国に永住権を有していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としな

- い。
- (1) 補助対象住宅の居住部分が、自己の居住の用以外に供されている場合
- (2) 補助対象住宅の居住者に市税等（長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則第2条第2号の市税等をいう。以下同じ。）の滞納をしている者がいる場合
- (3) 補助対象住宅の居住者に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員がいる場合
- (4) 補助対象住宅の居住者に当該補助金、長浜市定住住宅改修促進事業助成金、長浜市こども若者住宅新築支援事業補助金又は長浜市こども若者次世代住宅新築補助金の交付決定を受けた者がいる場合

（補助対象住宅）

第4条 補助対象住宅は、別表第3に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令に違反する住宅又は公共工事の施行に伴う補償の対象となる住宅は、補助対象住宅としない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第4に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事は、補助の対象としない。

- (1) 住宅に付属していない車庫や物置等の工事
- (2) 併用住宅の居住以外の部分の改修工事

- (3) 家電製品（エアコンを除く。）、カーテン、家具、調度品等の設置工事
- (4) 外構工事
- (5) 住宅改修を伴わない住宅の解体又は除却工事
- (6) 申請者が直接行う工事
- (7) 交付決定を受ける前に着手した工事
- (8) 建築基準法その他の法令に違反する工事及び公共工事の施工に伴う補償の対象となる工事

3 補助対象経費の額は、当該補助対象経費に対して本市の他の補助金等の交付がある場合は、第1項の補助対象経費から当該本市の他の補助金等の補助対象経費を控除した差額とする。

（補助金額）

第6条 補助金の額は、別表第5に掲げるとおりとする。

2 前項により算出した補助金の額は、前条第3項に該当する場合は、当該額から本市の他の補助金等で交付される金額を控除する。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ながはま次世代住宅新築リフォーム支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に別表第6に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 交付申請書の提出時期は、別表第7のとおりとする。

（交付決定）

第8条 市長は、前条第1項の規定による交付申請書等の提出があった場合は、審査及び必要な調査を行った上で、交付の可否を決定し、ながはま次世代住宅新築リフォーム支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第9号）により申請者に通知する。

2 市長は、補助金の交付決定に当たって、申請者の居住の実態その他必要な事項を調査することができる。

（変更・取下げ）

第9条 申請者は、前条の規定による交付決定の通知後に交付申請書等の内容を変更し、又は取り下げようとする場合は、ながはま次世代住宅新築リフォーム支援事業補助金変更（取下げ）申請書（様式第10号）に、第7条第1項に規定する書類のうち変更に係る書類（変更する場合に限る。）を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書等の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、ながはま次世代住宅新築リフォーム支援事業補助金変更（取下げ）承認（不承認）通知書（様式第11号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第10条 第8条第1項の規定による交付決定の通知を受けた者は、事業の完了後、ながはま次世代住宅新築リフォーム支援事業補助金実績報告書（様式第12号。以下「実績報告書」という。）に別表第8に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書等の提出を受けた場合は、内容の審査及び必要に応じた現地調査等を行い、実績報告書等の内容が第8条第1項に規定する交付

決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、ながはま次世代住宅新築リフォーム支援事業補助金確定通知書（様式第13号）により申請者に通知する。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた者は、ながはま次世代住宅新築リフォーム支援事業補助金交付請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第1項の規定による交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。この場合において、市長は、ながはま次世代住宅新築リフォーム支援事業補助金交付取消決定通知書（様式第15号）により通知する。

- (1) 補助金の交付を受けた日から5年以内に、補助金の交付を受けた住宅の売却、譲渡、賃貸等を行ったとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他市長が補助金の返還を相当と認めたとき。

2 市長は、前項第1号又は第2号に該当する者で、転勤その他のやむを得ない特別の事情があると認める場合は、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

（遵守事項）

第14条 申請者は、市長が交付申請書に係る事項について確認及び検査を求めた場合は、これに協力しなければならない。

2 申請者は、申請した事項に変更が生じた場合は、速やかに市長に申し出なければならない。

3 申請者は、関係法令及びこの要綱を遵守しなければならない。

（財産処分の制限）

第15条 規則第20条の耐用年数を勘案して別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数とする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（告示の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第13条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別表第 1（第 2 条関係）

事業区分
新築支援事業
リフォーム支援事業

別表第 2（第 3 条関係）

事業区分	補助対象者
新築支援事業	(1) 実績報告書の提出日までに補助対象住宅に転入又は転居すること。 (2) 補助対象住宅を共有する場合は、補助対象となる子育て世帯又は若者夫婦世帯の持分が 2 分の 1 以上であって、1 名が共有者の同意を得た上で代表となって申請できること。
リフォーム支援事業	(1) 交付申請書の提出日の 1 年前の日から実績報告書の提出日までに補助対象住宅に転入又は転居すること。 (2) 補助対象住宅の所有者が異なる場合は、工事の実施について所有者の同意を得た上で申請できること。

別表第 3（第 4 条関係）

事業区分	補助対象住宅
新築支援事業	(1) 次のいずれかに該当する住宅であること。ただし、交付申請書の提出日の翌年度の 2 月末日までに建築又は購入が完了するものに限る。 ア 申請者との契約により交付申請書の提出日の属する年度の 4 月 1 日以後に着工する注文住宅 イ 申請者との契約を交付申請書の提出日の属する年度の 4 月 1 日以後に締結し、契約時点で築 1 年を経過していない新築分譲住宅 (2) 実績報告書の提出日に補助対象者及びその世帯員の住民票の住所地に存在すること。 (3) 補助対象住宅を共有する場合は、補助対象となる子育て世帯又は若者夫婦世帯の持分が 2 分の 1 以上であること。 (4) 交付申請書の提出日の翌年度の 2 月末日までに引渡しを受け、所有権保存又は所有権移転の登記が完了すること。
リフォーム支援事業	(1) 築 1 年以上の住宅であること。 (2) 次のいずれかに該当する住宅であること。 ア 申請者が交付申請書の提出の日前 1 年以内に購入又は受贈をした住宅 イ 3 親等以内の親族が所有する住宅又は相続により取得した住宅 (3) 実績報告書の提出時点で、補助対象者及びその世帯員の住民票の住所地に存在すること。

別表第4（第5条関係）

事業区分	補助対象経費
新築支援事業	500万円以上の補助対象住宅の建築・購入に要する費用
リフォーム支援事業	(1) 市内の事業所及び営業所を営む法人又は市内に本拠を有する個人事業者の請負により施工される次のいずれかの住宅の改修工事であること。ただし、交付申請書の提出日の翌年度の2月末日までに完了するものに限る。 ア 交付決定を受けた日以後に工事請負契約を締結し、着手する中古住宅の改修工事 イ 交付決定を受けた日以後に工事請負契約を締結し、着手する実家等（3親等以内の親族が所有する住宅又は相続により取得した住宅をいう。）の改修工事 (2) 補助対象工事に要する費用（住宅以外の部分と一体的に行う屋根、外壁等の工事にあつては、全体の工事費用の額に、住宅の床面積を建築物全体の床面積で除して得た値を乗じて得た額とし、複数の工事を行う場合は、その合計の額。消費税及び地方消費税相当額は含まない。）が30万円以上であること。

別表第5（第6条関係）

事業区分	補助金額
新築支援事業	(1) 20万円とする。 (2) 次のいずれかに該当する場合は、前号の補助金の額に次に掲げる金額をそれぞれ加算する。 ア 補助対象者が子育て世帯に属する場合 10万円 イ 補助対象者が転入世帯に属する場合 10万円 ウ 補助対象者が多子世帯に属する場合 10万円 エ 建替えを実施する場合 10万円 (3) 前2号により算出した補助金の額が50万円を超える場合は、補助金の額は50万円とする。
リフォーム支援事業	補助金の額は次に掲げる計算方法により算出した額のいずれか低い額とし、50万円を超える場合は、50万円とする。 (1) 補助対象経費の10パーセントに相当する額とする。 (2) 基本額を20万円とし、次のいずれかに該当する場合は、次に掲げる金額をそれぞれ加算する。 ア 子育て世帯加算 10万円 イ 市外からの転入世帯加算 10万円 ウ 多子世帯加算 10万円 エ 空き家活用加算 10万円

別表第6（第7条関係）

事業区分	交付申請書類
------	--------

新築支援事業	(1) 交付申請書（様式第 1 号） (2) 新築に係る明細書（様式第 2 号） (3) 新築に係る誓約書（様式第 3 号） (4) 補助対象住宅の位置図 (5) 工事請負契約書又は売買契約書の写し (6) 補助対象住宅の居住予定者で、交付申請書の提出時点で本市外に住民票がある場合は、住民票の写し (7) 共有名義（予定）者がいる場合は、共有名義者同意書（様式第 6 号） (8) 注文住宅の建築工事が交付申請書の提出時点で着工していない場合は、工事着工前の写真 (9) 注文住宅の建築工事が交付申請書の提出時点で着工している場合は、交付申請書の提出日の属する年度の 4 月 1 日以後に着工したことの分かる書類 (10) 建替え加算に該当する場合は、建物の所有者の分かる書類、昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に建築された住宅のときは登記事項証明書等建築日の分かる書類又は空き家のときは住宅が 1 年以上利用されていないことが分かる書類並びに除却工事の見積書及び工事前写真 (11) 施工業者が手続きを代行する場合は、手続代行届（様式第 8 号） (12) 補助対象住宅の居住予定者で、交付申請書の提出時点で別世帯の者がいる場合は、別世帯の者の本市の市税等の完納証明書 (13) 出産予定の胎児がいる場合は、母子手帳表面の写し及び出産予定日の分かる書類 (14) 申請者及び配偶者が交付申請書の提出時点で別世帯に属する場合は、当該申請者及び配偶者の関係が分かる戸籍等 (15) パートナースhip宣誓者の場合は、パートナーシップ宣誓書受領証の写し (16) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
リフォーム支援事業	(1) 交付申請書（様式第 1 号） (2) リフォームに係る明細書（様式第 4 号） (3) リフォームに係る誓約書（様式第 5 号） (4) 補助対象住宅の位置図 (5) 工事の見積書及び内訳書 (6) 工事施工箇所の施工前写真 (7) 補助対象住宅の所有者が確認できる書類 (8) 補助対象住宅の居住予定者で、交付申請書の提出時点で本市外に住民票がある場合は、住民票の写し (9) 建物所有者が異なり、又は建物を共有している場合は、所有者

	の同意書（様式第 7 号） (10) 工事施工位置の分かる平面図 (11) 中古住宅の場合は、住宅の引渡しを受けたことを証する書類 (12) 実家等の場合であって、所有者と申請者が別世帯に属するときは、3 親等以内の親族であることが分かる戸籍又は相続したことが分かる登記事項証明書 (13) 施工業者が手続を代行する場合は、手続代行届（様式第 8 号） (14) 建築基準法第 6 条又は第 6 条の 2 に規定する確認済証の写し（同法の規定により建築物の建築等に関する申請及び確認が必要な工事を行う場合に限る。） (15) 補助対象住宅の居住予定者で、交付申請書の提出時点で別世帯の者がいる場合は、別世帯の者の本市の市税等の完納証明書 (16) 空き家活用加算に該当する場合は、補助対象住宅が 1 年以上利用されていないことが分かる書類 (17) 出産予定の胎児がいる場合は、母子手帳表面の写し及び出産予定日の分かる書類 (18) 申請者及び配偶者が交付申請書の提出時点で別世帯に属する場合は、申請者及び配偶者の関係の分かる戸籍等 (19) パートナーシップ宣誓者の場合は、パートナーシップ宣誓書受領証の写し (20) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
--	---

別表第 7（第 7 条関係）

事業区分	交付申請書の提出時期
新築支援事業	(1) 注文住宅の建築の場合は、工事請負契約の締結の日から交付申請書の提出日の属する年度の 3 月 1 5 日までとする。 (2) 新築住宅の購入の場合は、売買契約の締結の日から交付申請書の提出日の属する年度の 3 月 1 5 日までとする。
リフォーム支援事業	工事請負契約の締結の日の前から交付申請書の提出日の属する年度の 3 月 1 5 日までとする。

別表第 8（第 1 0 条関係）

事業区分	実績報告書類
新築支援事業	(1) 事業に係る費用の支払が確認できるもの (2) 完成後の補助対象住宅の全体写真 (3) 補助対象住宅に係る建物の登記事項証明書の写し（所有権の保存登記又は移転登記が完了したもの） (4) 建築基準法に基づく検査済証の写し（建築基準法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する建築物以外の住宅であって、同項第 4 号の規定により指定される区域以外の区域にある場合は、建築

	工事届の写し) (5) 建替え加算に該当する場合は、除却工事の契約書及び費用の支払が確認できるもの (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
リフォーム支援事業	(1) 工事請負契約書の写し (2) 事業に係る費用の支払が確認できるもの (3) 事業に係る費用の内訳が確認できるもの (4) 工事完了後の施工位置の写真 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類